

【案】

ラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」ロゴマーク募集要項

1. 募集の趣旨

栃木・群馬・茨城・埼玉の4県4市2町にまたがる渡良瀬遊水地は、治水と利水の役割を担うとともに、本州以南最大の湿地にたくさんの動植物が生息・生育する自然の宝庫として、平成24年7月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されました。

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会（以下、「当協議会」という）※では、平成29年に登録から5周年を迎えるにあたり、渡良瀬遊水地の価値や魅力をさらに高め、親しみを深めてもらうことを目的として、渡良瀬遊水地のシンボルとなるロゴマークを募集いたします。

2. 応募内容

- ①渡良瀬遊水地を象徴するにふさわしいデザインであること。
- ②海外へのPRも意識したデザインであること。
- ③ポスター、パンフレット、ホームページ、各種グッズなど広範囲に利用可能なものであること。

3. 応募期間

平成28年9月20日（火）から平成28年10月21日（金）

※郵送の場合は必着とします。

4. 応募方法

- ①郵送、持参、電子メールでご応募ください。
- ②応募作品のデザイン画は、所定のA4の応募用紙を使用し、作品が折れないように提出してください。（1作品につき1枚）
- ③応募作品の返却はいたしません。
- ④応募作品提出にかかる費用は応募者の負担となります。
- ⑤手書き、電子データ等、作画の方法は問いません。
- ⑥電子データで応募いただく際は、応募用紙のフォーマットに準じたPDFファイルにてご提出ください。
- ⑦作品は着色してください。画材、色数、画法は自由（手書き、CG等）としますが、単色（モノクロ）で使用してもイメージや安定感が損なわれないものとしてください。

5. 応募条件

- ①プロ・アマを問いません。どなたでも応募いただけます。
- ②応募作品は、1応募者につき3点までとします。
- ③応募作品は、自作で未発表の作品に限り、他の作品と同一、類似または第三者の著作権等の権利を侵害しないものとします。

6. 選定方法・発表

- ①渡良瀬遊水地ロゴマーク選定委員会において審査の上、最優秀作品1点を決定します。
- ②結果は本人に直接通知するとともに、関係機関のHP等で公表するとともに、報道機関へ情報提供します。

7. 表彰・副賞

- ①最優秀賞 1点
副賞 渡良瀬遊水地周辺4市2町の特産品（3万円程度）
- ②平成29年7月の5周年記念事業シンポジウムで表彰式を行う予定です。

8. 最優秀作品の取扱い

- ①最優秀作品は、当協議会及び当協議会規約第4条に規定する構成員が行う、渡良瀬遊水地に関連するイベント、広報活動等に使用します。
- ②最優秀賞の受賞者は、作品の受賞と同時に、当協議会に対し当該作品（デザイン画、作品の説明、その他著作権上と契約締結前に創作された当該作品に関する全てを含む）の著作権（著作権法第27条、第28条を含む一切の権利）を無償で譲渡するものとし、当該作品の著作権及び商標権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利は当協議会に属するものとしします。
- ③最優秀賞の受賞者は、当協議会が当該作品を使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとしします。
- ④最優秀作品について、第三者から権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受賞者は個人の責任において解決を図るものとし、当協議会は一切の責任を負いません。

9. 個人情報の取扱い

- ①応募作品にかかる個人情報については、作品の審査、発表、表彰、応募状況の集計、公表以外の目的で使用することはありません。
- ②最優秀賞者の発表の際には、市町村名、氏名、年齢、職業（学校名、学年）について公表させていただきます。

10. 応募作品送付・問い合わせ先

①送付先（郵送、電子メール）

郵送 〒349-1198
埼玉県久喜市栗橋北2丁目19-1
利根川上流河川事務所 調査課内
「渡良瀬遊水地ロゴマーク選定委員会事務局」

電子メール ktr-tonejo-chosa@mlit.go.jp

※持参の場合は、下記の各自治体担当課のいずれかへ提出してください。

②問い合わせ先

- ・利根川上流河川事務所 調査課 0480-52-3958
- ・古河市 企画課 0280-92-3111 (代)
- ・栃木市 遊水地課 0282-62-0919
- ・小山市 渡良瀬遊水地ラムサール推進課 0285-22-9354
- ・野木町 未来開発課 0280-57-4260
- ・板倉町 企画財政課 0276-82-1111 (代)
- ・加須市 環境政策課 0480-62-1111 (代)

※・・・「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」とは、以下のとおりです。

(「設立の趣旨」より)

渡良瀬遊水地は、3,300haの広大な空間に日本最大級のヨシ原を有し、利根川水系の治水に大きな役割を果たすとともに、自然、歴史、文化などに触れ合える貴重な場となっており、国際的に重要な湿地であることから、平成24年7月にラムサール条約湿地に登録されました。

ラムサール条約の目的に掲げられた「湿地の保全」、「湿地の賢明な利用」に向けて、遊水地の歴史を踏まえつつ、「遊水地の治水機能の向上」、「積極的な自然環境の保全再生」、「様々な利活用の促進」、「地域振興」を図るため、人々の参加・交流や情報交換、教育、啓発が十分行われた上での地域の合意形成が必要とされます。

このため、渡良瀬遊水地の継続的な保全と利用に関し、関係機関及び周辺の住民等が十分に対話し、有効な活用に向けた、「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」を設置します。

【案】
「渡良瀬遊水地」ロゴマーク デザイン応募用紙

※応募用紙1枚につき1作品とします

■ロゴマーク

※デザイン面等の添付可

■デザインの説明（イメージ、コンセプト、PRポイント等を記載してください）

■確認事項（下記内容をご確認のうえ、各項目に☑をしてください）

- 応募作品は、自作の未発表の作品です。
- 応募作品は、第三者が著作権を有する作品の模倣を含んでいません。
- その他募集要項に記載されている事項について承諾します。

■応募者

(ふりがな) 氏 名		年齢	歳
住 所	〒		
連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
職業または学校名			

※ご記入いただいた個人情報は、ロゴマークの募集に関する連絡等にのみ使用します。

【案】

渡良瀬遊水地ロゴマーク選定委員会設置規程

（設置）

第1条 渡良瀬遊水地の価値や魅力をさらに高め、親しみを深めてもらうロゴマークのデザインを選定するため、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会（以下、「協議会」という。）に渡良瀬遊水地ロゴマーク選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）ロゴマークの選定に関する事。
- （2）その他必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、協議会の会長の職にある者を、副委員長は協議会の副会長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者とする。
 - （1）第2項の職にある者を除く協議会規約別紙2の地方自治体の長
 - （2）その他会長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、ロゴマークが決定した日までとする。

（委員長及び委員会）

第5条 委員長は、会務を総理し、副会長はその補佐をする。

- 2 会長に事故のあるときは、副会長が代理をする。

（委員会の開催）

第6条 委員会は、委員長が招集し議長となり、所掌事項を審議決定する。ただし、委員長が委員会を開催することが困難と認めたときは、書類表決によって決することができるものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、利根川上流河川事務所調査課において処理する。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

